

4. ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況

ヒヤリハット・キガカリ活動は、事業所の安全レベル向上と危険のない職場づくりのために、積極的に取り組んでいます。作業時からの提出件数は(表-15)のとおりです。作業員から提出された案件は、タスクチームで1件毎に内容を確認し、改善が望ましいと判断した案件については確実に改善を進めています。これらの実施状況については、毎月開催されるJESCO/運転会社の安全衛生協議会で報告されています。

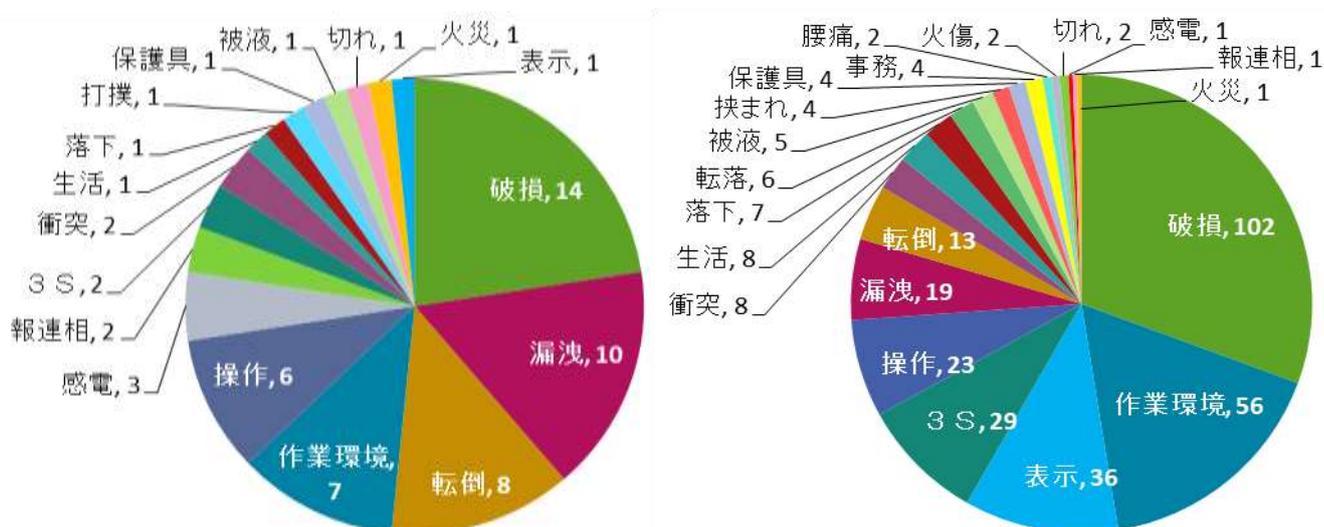
また、平成31年4月から令和2年7月の間に提出されたヒヤリハット・キガカリ案件の項目別分類は(図-6)に示すとおりです。

表-15 ヒヤリハット・キガカリの提出件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2*
ヒヤリハット	78	162	21	66	99	75	78	40	98	98	98	74	77	55	7
キガカリ	41	357	168	293	247	205	306	171	236	236	274	244	262	268	65

*R2年7月末

図-6 ヒヤリハット・キガカリ項目別分類件数(平成31年4月～令和2年7月)



ヒヤリハット 62件

キガカリ 333件

なお、労働災害の未然防止策をより有効に進めるため、JESCO全事業所においてヒヤリハット案件のリスク評価を行いリスクが高いものについては、インシデント(安全衛生上問題あり)と位置付けて本社に報告し各事業所に水平展開するとともにリスク低減策を講じています。

リスク評価は、リスクの見積もり(表-16)を元に評価しており、(表-17)にリスク評価結果を示します。大阪事業所では、このリスク評価結果においてリスクレベルⅢ以上のものをインシデントとしていますが、平成31年4月以降の62件は全てリスクレベルⅡ以下であり、インシデントはありませんでした。

表-16 リスクの見積もり

【労働災害に係るリスク評価】 対象：ヒヤリハット情報			対象：ヒヤリハット情報					
ヒヤリハットとは、作業中にヒヤリ又はハットするような、一歩間違えばトラブルに結びつく事象			ヒヤリハットとは、作業中にヒヤリ又はハットするような、一歩間違えばトラブルに結びつく事象					
人への危害	点数	+	可能性	点数	=	リスクレベル	リスクポイント	リスクの程度
死亡・重傷	10		確実	6		Ⅳ	12~16	安全衛生上重大な問題有り
休業災害	6		大	4		Ⅲ	7~11	安全衛生上問題有り
不休災害	3		有	2		Ⅱ	5~6	安全衛生上多少問題有り
微小	1		無	1		Ⅰ	~4	安全衛生上問題なし

表-17 ヒヤリハット情報のリスク評価(平成31年4月~令和2年7月)

月 リスクレベル	H31年 4月	R1年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
Ⅳ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ	2	0	1	0	0	1	2	4	2	0	3	2	2	2	0	0	21
Ⅰ	0	2	2	5	3	3	4	7	3	2	5	2	2	0	0	1	41
合計	2	2	3	5	3	4	6	11	5	2	8	4	4	2	0	1	62

5. PCB 廃棄物処理施設設備改造・運用変更

環境安全評価委員会開催状況

令和元年6月20日以降に弊社環境安全評価(SA)委員会で審査された案件はありません。

6. 営業活動

(1) 掘り起こしへの協力

- ① PCB特別措置法(特措法)届出データとJESCO登録データを突合しJESCO未登録が判明した469保管者に対して、自治体、JESCO連名でJESCOへの早期登録、早期処理を依頼する文書を発送しました。登録が完了した保管者については、定期的に自治体に報告しています(4半期毎)。現在約7割の進捗状況です。
- ② 電気事業法届出データとJESCO登録データを突合し使用中で且つJESCO未登録が判明した74保管者に対して、中部近畿産業保安監督部近畿支部とJESCO連名で電路からの取外し、JESCOへの早期登録、早期処理を依頼する文書を発送しました。登録が完了した保管者については定期的に中部近畿産業保安監督部近畿支部及び近畿地方環境事務所に報告しています(1か月毎)。こちらも現在約7割の進捗状況です。
- ③ 前年同様、中部近畿産業保安監督部近畿支部が企画された令和2年度電気使用安全月間説明会が2府4県の電気主任技術者等を対象に7、8月に開催され、9会場で約1,000名に対してJESCOへの早期登録、早期処理の働きかけを行いました。

(2) 総ざらいの取組

① 自治体との定期的な打合せ

- ・未処理保管者情報と取組スケジュールの共有をしています。
- ・新規登録保管者情報、特措法届出データにおける J E S C O 未登録保管者情報の共有をしています。
- ・自治体への協力依頼をしています（登録や契約に応じていただけない保管者に対する早期処理の指導、掘り起こしで発見された保管者情報の提供など）。

② 具体的な取組内容

- ・平成 27 年度は和歌山県、平成 28 年度は滋賀県、奈良県、平成 29 年度は京都府、大阪府及び兵庫県で総ざらい活動をスタートしました。地域専任担当者を設け、保管者毎に登録及び契約締結を進めています。
- ・自治体の掘り起こしによって、J E S C O に新規登録された保管者については早期に現地訪問、個別交渉を行い、処理を働きかけています。登録や契約に応じていただけない保管者には、処理いただけない理由等を確認し、自治体へフィードバックを行っています。

③ 自治体の立入調査への同行

- ・J E S C O への登録や契約が進まない保管者に対しては、自治体の要請に基づき、自治体の立入調査に同行し、処理手続き等を行っています。

(3) 処理手続(JESCOへの登録、契約)が進まない保管者の見通し

J E S C O への登録や契約が進まない理由としては、処理費用の工面が困難、処理制度に納得できない、また保管者と連絡が取れないなど、何らかの理由で手続きが進んでいませんが、自治体とともに処理に応じていただくよう取り組んでいます。このような処理手続きが進まない保管者の状況は下記の通りです。

- ① 平成 30 年度末：400 者
- ② 令和 元年度末：209 者
- ③ 令和 2 年 7 月 31 日現在：129 者

[処理手続きが進まない理由]

ア 処理費用の工面が困難	32 者
イ 処理制度に納得できない	41 者
ウ 保管者と連絡が取れない	50 者
エ 使用中	6 者

- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、会社業績悪化等の影響で処理の延期を申し出る保管者が出ています（21 者）。
- ⑤ 管轄自治体のご指導（法律の主旨説明、処分期間等の状況）により、処理手続きを進める保管者が増えてきました。

高濃度 P C B 廃棄物（大阪事業エリア）の処分期間と計画的処理完了期限は次のとおりです。

